

「安心実現のための緊急総合対策」、「生活対策」
及び「生活防衛のための緊急対策」のポイント

平成21年3月
内閣府

「安心実現のための緊急総合対策」、「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」のポイント

<目次>

| | |
|---------------------|-------|
| 麻生内閣における経済対応 | ・・・2 |
| 雇用対策 | ・・・3 |
| 社会保障 | ・・・5 |
| 金融・資金繰り・中小企業支援対策 | ・・・7 |
| 生活者支援(定額給付金、消費者政策等) | ・・・9 |
| 成長力強化、低炭素社会の実現 | ・・・10 |
| 地域活性化、農林水産業対策 | ・・・11 |
| 住宅・防災対策 | ・・・13 |

麻生内閣における経済対応

(1) 「安心実現のための緊急総合対策」 (8月29日決定) 11.5兆円程度

(第1の目標)生活者の不安の解消

1. 生活・雇用支援対策、2. 医療・年金・介護強化対策、3. 子育て・教育支援対策

(第2の目標)「持続可能社会」への変革加速

4. 低炭素社会実現対策、5. 住まい・防災刷新対策、6. 強い農林水産業創出対策

(第3の目標)新価格体系への移行と成長力強化

7. 中小企業等活力向上対策、8. 地方公共団体に対する配慮

⇒第1次補正予算 (10月16日成立。約1.8兆円)

(2) 「生活対策」 (10月30日決定) (第2次補正予算 約4.8兆円) 26.9兆円程度

(第1の重点分野)生活者の暮らしの安心

1. 家計緊急支援対策、2. 雇用セーフティネット強化対策、3. 生活安心確保対策

(第2の重点分野)金融・経済の安定強化

4. 金融資本市場安定対策、5. 中小・小規模企業等支援対策、6. 成長力強化対策

(第3の重点分野)地方の底力の発揮

7. 地域活性化対策、8. 住宅投資・防災強化対策、9. 地方公共団体支援策

(3) 「生活防衛のための緊急対策」 (12月19日決定) 37兆円程度

(※「生活対策」の実現のための財政措置約6兆円を除く)

①財政上の対応

10兆円程度

1. 雇用対策

1.1兆円程度

2. 雇用創出等のための地方交付税増額

1兆円

3. 経済緊急対応予備費の新設

1兆円

4. 税制改正

1.1兆円程度 (平年度ベース)

5. 「生活対策」の実現

6兆円程度※

②金融面の対応

33兆円程度

6. 金融市場・資金繰り対策

○金融機能強化法に基づく政府の資本参加枠拡大

10兆円

○銀行等保有株式取得機構の活用・強化

20兆円

○政策金融の「危機対応業務」発動・拡充

3兆円

○住宅・不動産市場対策

0.2兆円程度

合計 (重複除く。(1)11.5兆円程度+(2)26.9兆円程度+(3)37兆円程度の合計。財政措置:12兆円程度、金融措置:63兆円程度)

75兆円程度

雇用対策

○ 平成20年内に実施済みの対策

○住宅・生活対策(全国の主なハローワーク(190か所)で相談援助(12月15日より実施))【生活防衛対策】(2次補正、21年度予算 計300億円程度)

- ・住宅の継続使用(12月9日に遡及)
 - －雇止め・解雇された労働者を退去させずに引き続き無償で住宅を貸与する事業主に助成(対象労働者1人につき1か月あたり4～6万円、6か月まで)
- ・住宅・生活資金の貸付(12月22日から実施)
 - －住宅入居初期費用等の資金貸付(最大186万円(雇用保険受給者の場合は最大60万円)、労働金庫、年利1.5%)
6か月後に就職していた場合は、上記貸付を一部返済免除
- ・雇用促進住宅の最大限の活用(12月15日から実施)
 - －雇用促進住宅を最大限活用し、社員寮の退去を余儀なくされた離職者等の住宅を確保

○雇用維持対策【安心対策】【生活対策】【生活防衛対策】(1次補正、2次補正、21年度予算 計545億円程度)

- ・中小企業の雇用維持等への支援
 - －雇用調整助成金の助成率引上げ(3分の2→5分の4) 等
 - －雇用調整助成金の支給要件の緩和及び対象労働者の拡大(雇用期間が6か月未満の雇用保険被保険者への適用拡大)(12月9日に遡及) 等

○解雇・雇止め等の労働条件問題への適切な対応

- ・労働基準監督署等における不適切な解雇・雇止め予防等の啓発指導 等

○相談体制の充実(一部のハローワーク及び監督署の12月29日及び30日(10:00～17:00)の開庁)

○非正規雇用対策等に関する支援【安心対策】(1次補正:100億円(一部重複))

- ・労働者派遣制度の見直し
 - －労働者派遣制度の見直し(改正法を臨時国会に提出)を行うとともに、違法派遣の一掃に向けて指導監督を徹底 等
- ・非正規雇用対策等の推進
 - －年長フリーター等(25～39歳)の若者を重点にトライアル雇用制度の活用による就職支援(12月1日施行)
 - －ジョブ・カード制度の整備・充実として、職業訓練期間中の生活保障のための給付に関する制度を創設 等
- ・高齢者等の就労支援
 - －65歳以上の高齢者を雇い入れた事業主に対する助成の新設(12月1日施行) 等

○産業界に対する賃金・雇用確保の要請【安心対策】【生活対策】

○地方公共団体が行う緊急対策への財政支援【生活防衛対策】

- ・地方公共団体が離職者等を臨時的に雇用等する場合、特別交付税により支援

○ 2次補正予算、21年度予算等により実施する施策

○雇用維持対策【生活防衛対策】(2次補正、21年度予算 計500億円程度(一部重複))

- ・自社で働く派遣労働者を雇い入れた事業主への奨励金の創設 等
 - －派遣先事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる派遣先事業主に、1名につき100万円(有期雇用で雇用する場合は50万円)(大企業は各半額)を支給

○再就職支援対策【生活対策、生活防衛対策】(2次補正、21年度予算 計4,800億円程度)

- ・地方公共団体による雇用機会の創出
 - －「ふるさと雇用再生特別交付金」の速やかな実施(生活対策で2,500億円(労働保険特別会計))
地方公共団体が、民間企業等の雇用機会創出(原則1年の雇用契約)を支援 【事業例】地場製品の開発,販路開拓事業 等
 - －「緊急雇用創出事業」の創設(新たな雇用対策で1,500億円(一般会計))
地方公共団体やシルバー人材センター等が、職を失った非正規労働者・中高年齢者を対象に一時的な雇用・就業機会(6か月未満の雇用契約)を創出等 【事業例】耐震(学校耐震化に向けた調査),環境・地域振興(森林整備) 等
- ・年長フリーター等(25～39歳)の積極雇用を支援
 - －年長フリーター等(25～39歳)を正規雇用する事業主に、1名につき100万円(大企業50万円)を支給
- ・離職者訓練の実施規模の拡充等、安定雇用の実現に向けた長期間訓練の実施
- ・中小企業等の人材育成・ジョブカフェによるマッチングの促進等
 - －急速に悪化する雇用情勢に対応すべく、ジョブカフェの地域ネットワークを強化

○内定取消し対策【生活防衛対策】(2次補正、21年度予算 計3億円程度)

- ・内定取消しの防止
 - －内定取消しに関する相談、企業指導等の強化(既に開始しており、企業名公表は来年早々に省令改正予定。)
- ・内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した事業主への奨励金の支給等
 - －内定を取り消された就職未決定者を正規雇用する事業主に、1名につき100万円(大企業50万円)を支給

○雇用保険料の引下げ【生活防衛対策】(21年度予算 6,400億円程度)

- ・平成21年度の1年間に限り、0.4%(労使各0.2%)の引下げ(標準世帯(年収500万円)で年約2万円相当)

○雇用保険の給付見直し【生活防衛対策】(21年度予算 1,700億円程度)

- ・非正規労働者に対する適用範囲の拡大、受給資格要件の緩和
 - －適用対象者の範囲を「1年以上の雇用見込み」から「6か月以上」に拡大
 - －契約更新がされなかった有期契約労働者の受給資格要件(現行1年)を6月に緩和
 - ・就職が困難な場合の支援強化等
 - －年齢、地域を踏まえ、再就職が困難な場合についての雇用保険の給付日数を60日分延長
- ※現行制度:解雇・雇用等の場合の給付日数90日(例:45歳未満で被保険者期間5年未満)～330日(例:45～60歳未満で被保険者期間20年以上)4

社 会 保 障

○ 平成20年内に実施済みの施策

○医療の安心確保【安心対策】(1次補正 約3,200億円)

- ・高齢者医療の円滑な運営のための対策

〈具体的な取組〉

(平成20年度の措置) 長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減
市町村による小学校区ごとのきめ細かな相談や説明会の実施
(平成21年度の措置) 70～74歳の医療費自己負担増(1割→2割)の凍結措置の継続
長寿医療制度被保険者(被扶養者であった方)の保険料負担軽減(9割軽減)の継続

- ・医療体制の確保

－国民の医療に対する不安の解消を図るため、地域医療の確保、医師不足や勤務医への対応等医療体制の確保に向けた取組を強化

〈具体的な取組〉

- ・医師派遣に協力する医療機関に対する支援の強化
- ・地域において管制塔機能を担う救急医療機関に対する支援の実施 等

- ・新型インフルエンザ対策の強化

－抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの備蓄等を行うとともに、水際対策等に従事する者に必要な感染防護の資器材の整備等

○年金記録問題への対応【安心対策】(1次補正 約200億円)

- ・「ねんきん特別便」のフォローアップ等により、未統合記録の解明・統合を着実に推進
- ・紙台帳の電子画像化等により、オンライン記録との突合せを推進
－8.5億件の紙台帳を平成21年度中に電子画像化し、オンライン記録と紙台帳の突合せを効率的に実施

○出産・子育て支援【安心対策】(1次補正 約100億円)

- ・保育所緊急整備
－保育所分園の施設整備に要する費用や分園を借り上げる際の礼金等について助成(定員約10,000人分)
- ・認定こども園緊急整備
－国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を行うことにより、認定こども園の緊急整備を実施

○ 2次補正予算、21年度予算等により実施する施策

○介護従事者の処遇改善と人材確保等【生活対策】(2次補正、21年度予算 計1,700億円程度)

- ・介護報酬改定等による介護従事者の処遇の改善
 - －平成21年度介護報酬改定(+3.0%)により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制等(約1,200億円)
- ・介護人材等の緊急確保対策の実施等
 - －介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充、母子家庭の母親の介護福祉士・看護師等の資格取得支援、潜在的有資格者等養成支援等の実施

○出産・子育て支援の拡充【生活対策】(2次補正、21年度予算 計2,500億円程度)

- ・「安心こども基金」を創設し、子育て支援サービスの緊急整備
 - －都道府県に「安心こども基金(仮称)」(総額 約1,000億円)を創設、子育て支援サービスを緊急整備(15万人分の保育所等の整備)
- ・「子育て応援特別手当」支給
 - －第2子以降の幼児教育期(3歳から5歳)の子供に対して、3.6万円の手当を支給(20年度に限った緊急措置)
- ・安心・安全な出産の確保
 - －必要な回数(14回程度)の妊婦健診を無料で受けられるようにする
 - －出産育児一時金の増額(来年10月から4万円の引き上げにより42万円に)
- ・中小企業の子育て支援促進
 - －育児休業等の利用者が初めて出た中小企業に対する助成について、従前の2人目までから5人目まで対象を拡大するとともに、2人目以降の支給額を増額(育児休業:60万円→80万円)等

○障害者支援の拡充【生活対策】(2次補正 約900億円)

- ・障害者自立支援法の円滑施行
 - －平成20年度までの障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業を、平成21年度以降も延長するため、基金の積み増しを行い、事業所の支援、新法への移行支援等を実施

○医療・年金対策の推進【生活対策】(2次補正、21年度予算 計700億円)

- ・高齢者医療制度の円滑な実施
 - －所得の低い方の長寿医療保険料負担の軽減等

| | |
|---|--|
| { | 均等割:7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について9割軽減 |
| | 所得割:年金収入153万円から211万円までの方について5割軽減 |
- ・医療対策の推進
 - －ドクターヘリの一層の活用を図るためのヘリポート整備、看護師・助産師の高度技能習得等
- ・新型インフルエンザに係るパンデミックワクチンの製造能力強化
 - －ワクチンメーカーの製造能力強化のための製造設備に要する費用を助成
- ・年金記録問題への対応
 - －標準報酬等の遡及訂正事案について、不適正な処理の可能性のある年金記録の徹底的調査、相談への対応

金融・資金繰り・中小企業支援対策

○ 平成20年内に実施済みの対策

○ 中小企業資金繰り対策(1次補正 9兆円)【安心対策】

- ・信用保証協会の緊急保証枠を6兆円規模に拡充（一件当たり保証限度額：担保無しで8,000万円、担保有りで2億円）
- ・政府系金融機関によるセーフティネット貸付枠を3兆円規模に拡充

○ 日本政策金融公庫の危機対応業務の発動【生活対策】

- ・政策投資銀行や商工中金を通じた資金繰り支援のため、日本政策金融公庫の危機対応業務を発動（12月11日）

○ 金融資本市場安定対策【生活対策】

- ・自社株買い規制の緩和 ・ 政府等が保有する株式の市中売却の一時凍結 ・ 銀行の株式保有制限の弾力的運用
- ・銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化 ・ 情報開示の拡充等空売り規制の強化 ・ 生命保険会社のセーフティネットにおける政府補助の延長等

○ 金融機能強化法の活用・改善【生活対策、生活防衛対策】

- ・国の資本参加によって金融機関の資本基盤を強化し、地域経済に対して適切な金融仲介機能を発揮するよう、金融機能強化法を改正し、使い勝手を改善（12月12日に成立）

○ 国際協力銀行(JBIC)を活用した日本企業の海外事業向け資金調達等の支援【生活対策、生活防衛対策】

- ・国内の輸出企業に直接信用を供与する輸出信用制度を追加
- ・日本企業の途上国における事業に対する融資制度を創設。さらに、海外現地法人への直接の融資に加え、国内の本社からの融資を可能に

○ 建設業の資金調達の円滑【安心対策】

- ・公共工事に係る工事請負代金債権の流動化を促進し、建設企業の資金調達の円滑化を推進する「地域建設業経営強化融資制度」を創設（11月4日より実施）

○ 住宅・不動産市場対策【生活防衛対策】

- ・住宅金融支援機構の「まちづくり融資制度」の対象事業を拡充し、住宅・不動産事業者の事業資金調達を支援（12月22日より実施。20年度貸付枠は500億円程度）

○ 下請け事業者の保護【安心対策】

- ・全国48か所の「下請かけこみ寺」において、中小事業者のため、取引に関する「弁護士無料相談」を実施中
- ・下請事業者の保護のため、厚生労働省と経済産業省・公正取引委員会との間に「下請保護情報ネットワーク」（通報制度）を創設（12月2日より実施）

○日本銀行による流動性供給(生活対策、生活防衛対策で、日銀による対応への期待を表明。日銀が以下の措置を決定)

- ・政策金利の引き下げ(0.3%→0.1%)、長期国債の買入れ増額(1.2兆円/月→1.4兆円/月)(12月19日)
- ・各国中央銀行と協調したドル供給(9月18日)、CP買入れ(12月19日)、社債買入れ(2月19日)、企業金融支援特別オペ(政策金利水準で担保の範囲内で無制限の資金供給)等金融市場安定・企業金融円滑化のための措置導入。

○ 2次補正予算、21年度予算・税制改正等により実施する対策

○中小企業資金繰り対策の更なる拡充(2次補正 30兆円)【生活対策】

- ・9兆円規模(6兆円規模の緊急保証枠及び3兆円規模のセーフティネット貸付)を、30兆円規模に拡充

○改正金融機能強化法に基づく国の資本参加枠を2兆円から12兆円に拡大(2次補正 10兆円)

○銀行等保有株式取得機構の活用・強化(2次補正 20兆円)【生活防衛対策】

- ・銀行等保有株式取得機構の市中からの借入に係る政府保証枠を20兆円とする

○中堅・大企業の資金繰り対策(2次補正 3兆円)【生活防衛対策】

- ・政策投資銀行や商工中金を通じた資金繰り支援のため、日本政策金融公庫の危機対応業務の貸付枠を1兆円に拡大
- ・危機対応業務の発動(2兆円を限度)等により、政策投資銀行がCPを買い取るスキームを創設(年内に実施)

○国際協力銀行(JBIC)の活用による我が国企業の海外事業に対する貸付の拡充【生活対策】

○建設業の資金調達の円滑化(2次補正 13億円)【生活対策】

- ・「地域建設業経営強化融資制度」(11月4日より実施)における建設企業の金利負担等を軽減

○住宅・不動産市場対策(21年度貸付枠 0.2兆円程度)【生活防衛対策】

- ・住宅金融支援機構の「まちづくり融資制度」の対象事業を拡充し、住宅・不動産事業者の事業資金調達を支援

○中小企業対策税制(国税:2,200億円程度、地方税:200億円程度)【生活防衛対策】

- ・法人税の軽減税率(現行は、年間の所得額800万円以下の部分に対して22%)を18%に引下げ
- ・繰戻し還付制度(本年度の赤字を繰戻し、前年度の黒字と相殺することで、前年度納付した法人税額を還付)の復活

○相続税制、金融・証券税制(国税:600億円程度、地方税:200億円程度)【生活防衛対策】

- ・中小企業の事業承継を円滑化するための新たな事業承継税制(相続する中小企業の株式に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税猶予)の導入、生前贈与による事業承継に係る贈与税の納税猶予制度の創設等
- ・上場株式等の配当等について、現行の10%軽減税率を延長
- ・少額投資のための優遇措置(年間100万円、5年間で累計500万円までの上場株式等への投資にかかる配当等を非課税とする措置)を20%本則税率の適用開始時に導入
- ・確定拠出年金において、個人拠出(マッチング拠出)の導入、また、拠出限度額の引上げ

生活者支援（定額給付金、消費者政策等）

○ 早急に実施する対策

○消費者政策強化対策【安心対策、生活対策】（1次補正 約20億円）

- ・消費生活相談体制の強化、一元的な相談窓口の整備に向けた取組
- ・消費生活相談等の情報共有体制の強化に向けた取組
- ・輸入食品等の安全対策の強化
 - －多数の原材料からなる複雑な加工食品の残留農薬検査件数を約1.5倍を目途に増加させる
- ・食の安全対策の強化
 - －輸入食品への化学物質等の混入を踏まえた緊急検査の実施

○ 2次補正予算、21年度予算等により実施する対策

○定額給付金の実施【生活対策】（2次補正 約2兆円）

- ・家計への緊急支援として、1人当たり12,000円（65歳以上、18歳以下は8,000円加算）を給付。（総額2兆円、今年度内に実施。）

○消費者庁の創設など消費者政策の抜本的強化等【安心対策、生活対策】（2次補正：約268億円）

- ・消費者庁（仮称）の創設と地方の消費生活相談体制の強化
 - －地方公共団体における消費生活相談窓口の強化等に向けた集中的な取組（都道府県に地方消費者行政活性化基金（仮称）を創設等）
- ・食の安全対策の強化
 - －輸入食品の安全性確保に向けた取組の推進
 - －有害物質・残留農薬の分析機器の緊急配置等
- ・悪徳商法・振り込め詐欺対策の推進等（2次補正：約4.2億円）

成長力強化、低炭素社会の実現

○ 平成20年内に実施済みの施策

○ 省エネ・新エネ設備等の導入加速【安心対策】

- ・ 家庭・企業・公共施設等への太陽光発電設備・省エネ設備の導入、地域での大規模太陽光発電(メガソーラー)等の導入支援、中小企業への新エネルギー導入拡大、企業や家庭等における高効率設備・機器、省エネ家電等の導入等

○ 交通分野の省エネ化、モーダルシフト【安心対策】

- ・ エコカー等の自動車、船舶、鉄道、航空等省エネ型交通機関の普及、モーダルシフト・物流効率化の促進

○ 地域における取組の推進【安心実現対策】

- ・ 木材・木質バイオマス利活用の総合的推進、森林吸収源対策

○ 環境エネルギー革新的技術の開発促進【安心対策】

- ・ 高効率次世代太陽光発電、二酸化炭素回収・貯留技術等の革新技术の研究開発の加速

○ 省エネ型交通機関の開発加速【安心対策】

○ 国際競争力向上に直結する技術開発の促進等【安心対策】

- ・ 「革新的技術戦略」や「先端医療開発特区(スーパー特区)」等に基づく、iPS細胞再生医療研究など国際競争力に直結する革新的技術の開発促進

○ 美しく活力あるふるさとづくり【生活対策】

- ・ 地球・森林アクションプラン、美しい日本を守るクリーンアップ大作戦、環境保全型の地域づくり等の推進・支援

○ 地域の生活排水対策【生活対策】

- ・ 先進的・省エネ浄化槽、大規模浄化槽の整備等の支援

○ 2次補正予算、21年度予算等により実施する対策

○ 省エネ・新エネ設備等の投資促進税制【生活防衛対策】(国税1,300億円程度、地方税600億円程度)

- ・ 省エネ・新エネ設備等について、即時償却を可能とする等の投資減税措置の導入

○ 海外子会社利益の国内還流【生活防衛対策】

- ・ 海外子会社からの受取配当の益金不算入制度の導入

○ 環境性能に優れた自動車に対する減免【生活防衛対策】(国税1,000億円程度、地方税1,100億円程度)

- ・ 環境性能に優れた自動車に係る自動車重量税・自動車取得税を減免

○ 地域の生活排水対策【生活対策】

- ・ 先進的・省エネ浄化槽、大規模浄化槽の整備等の支援

地域活性化・農林水産業対策

○ 平成20年以内に実施済みの対策

＜高速道路料金引下げ＞【安心対策】(20年度予算:約1,000億円)

- ・夜間・深夜割引の拡充(22～0時:3割引、0～4時:4割引→5割引)、地方部の休日昼間の割引の導入(9～17時:5割引)

＜強い農林水産業創出対策＞【安心対策】(1次補正:約1,510億円)

○農林水産業の供給力・競争力強化

- ・農地の確保・有効利用(集積、耕作放棄地解消等)
- ・水田フル活用等に取り組む農業者の経営安定
- ・省エネ・省資源化の促進等

○国産農林水産物の需要喚起

- ・食の安全・安心の確保、消費拡大に向けた国民運動や国産原材料への転換の促進等を通じた国産農林水産物の需要喚起
- ・米飯給食の促進、米粉の利用拡大など米消費拡大の推進等

○資源管理・回復(水産業)

- ・水産資源の管理・回復の措置の強化等

○新たな市場の創出

- ・農商工連携の促進(研究開発、新商品開発及び販路拡大)
- ・農林水産物・食品の輸出促進

＜地方公共団体に対する配慮＞【安心対策】

○「安心実現のための緊急総合対策」実施のため、地方公共団体への交付金

(地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金。1次補正:260億円)

○道路特定財源の暫定税率の失効期間中の地方税等の減収を補てん(1次補正:約656億円)

○ 2次補正予算、21年度予算等により実施する対策

＜地域活性化対策＞

○高速道路料金の大幅引下げ【生活対策】(2次補正:5,000億円)

- ・大都市圏を除き、平日の全時間帯で3割引程度 ・大都市圏を除き、乗用車は土日祝日原則上限1,000円 ・首都高速、阪神高速の休日に一定の割引を導入

○地域企業再生、商店街活性化、ICT活用、PFIの活用による地域経済活性化

- ・PFIについて、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正等

○観光立国の推進(2次補正:約0.5億円)

- ・観光圏の整備、宿泊施設等受入れ体制整備、出入国管理・査証発給体制整備等の観点を踏まえたビザの見直しによる外国人観光客拡大等

○地域建設業の新分野への進出や他産業との連携事業等の支援(2次補正:約35億円)

- ・地域建設業の人材、資機材等を活用し、農業、林業、福祉、環境、観光等の他産業と連携しながら地域の活力向上に資する複業化の支援

○安全・安心な交通空間確保と物流コストの低減等に直結する交通ネットワーク整備(2次補正:約794億円)

- ・通学路や交差点などの交通安全対策、鉄道駅のバリアフリー化、地域バスの利便性向上、LRTプロジェクトなど、安全・安心な歩行・交通空間の確保
- ・都市内交通の改善、人と環境にやさしい都市公共交通の構築のためのLRT整備の推進
- ・地方の活力向上と国際競争力に資する道路ネットワーク整備、都市鉄道の整備等
- ・貨物運送における中小・小規模企業対策 ・羽田空港や一般空港の機能高質化、スーパー中核港湾、安全な海上交通路の整備等

○地域づくりの推進

- ・美しく活力あるふるさとづくり(地球・森林アクションプラン、美しい日本を守るグリーンアップ大作戦、環境保全型の地域づくり等の推進・支援)等
- ・過疎地域への定住促進 ・国が整備した施設における油流出の防止、施設周辺の騒音対策等

○「地域活力基盤創造交付金」を創設(21年度予算:9,400億円)

<農林水産業>(2次補正:1,383億円)

○農業の将来を担う経営の育成と雇用創出等【生活対策】

- ・水田フル活用に取り組む農業者への支援 ・担い手に対する融資の円滑化、施設整備等支援、新規に就農しようとする者の実践研修支援等

○技術開発の加速と農商工連携、国内農産物の積極的活用等【生活対策】

- ・IT技術等の農業への活用促進や農業関係施設の省エネ推進
- ・国産原料を安定的に活用する農商工連携への支援や地場農産物の販路拡大、畜産経営安定対策の緊急実施等

○森林・林業の活性化【生活対策】

- ・国産材の住宅等への利用拡大、木質バイオマスの利用促進、森林における路網整備の推進等

○水産業の活性化【生活対策】

- ・水産物の産地販売力の強化、漁業用資材・餌飼料の使用の改善合理化等による収益力強化の支援、水産基盤等の整備推進等

○食に対する信頼確保等【生活対策】

- ・事故米穀とは知らずに販売・加工した善意の事業者への支援等

○親切でわかりやすい農林水産行政の展開【生活対策】

<地方公共団体支援策>

○雇用創出等のための地方交付税を増額【生活防衛対策】(21年度予算:1兆円)

○地方自治体(一般会計)に長期・低利の資金を融通できる、地方共同の金融機構(仮称)を創設【生活対策】

- ・地方公営企業等金融機構の改組により対応

○地域のきめ細かなインフラ整備などを促進するため、「地域活性化・生活対策臨時交付金」を交付【生活対策】(2次補正:6,000億円)

住宅・防災対策

○ 平成20年内に実施済みの対策

【安心対策】(1次補正:約7,300億円)

○省エネ長寿命住宅の振興・住宅投資の活性化

- ・「長期優良住宅」をはじめ省エネ長寿命住宅の取得支援措置(優良な住宅取得支援制度における貸付の際の優遇金利の適用範囲を拡大等)

○高齢者の安心・安全を支える居住空間の確保等

- ・建築物における健康被害の防止促進

○児童を地震から守る学校づくり等の推進(1次補正:約2065億円)

- ・大規模地震による倒壊の危険性の高い公立小中学校施設(約1万棟)等の耐震化事業の加速化等

○地震、集中豪雨等による災害の復旧・防災、消防等の対策(1次補正:約4,400億円)

○安全・安心の確保

- ・食の安全に係る事犯等犯罪対策、災害派遣等の確保、鳥獣保護管理対策、製品火災原因調査の充実

○ 2次補正予算、21年度予算等により実施する対策

○高齢者の安心・安全を支える居住空間の確保等【安心対策】

- ・高齢者が地域で暮らし続けるため、公的賃貸住宅等の供給等による住宅セーフティネットの充実
- ・福祉との連携がとれた住宅整備、リバースモーゲージの普及

○住宅減税や容積率の緩和などによる住宅投資の促進等【安心対策、生活対策、生活防衛対策】

(2次補正:145億円、21年度税制改正(国税:1,800億円程度、地方税:1,700億円程度))

- ・住宅ローン減税の最大控除可能額(現行160万円)を過去最大の600万円(長期優良住宅の場合。一般住宅の場合は500万円)へ引上げ。所得税から控除し切れない額は個人住民税からも控除
- ・自己資金での長期優良住宅の取得や省エネ(太陽光発電装置を含む)・バリアフリー改修に係る減税措置を創設
- ・新規取得土地に係る譲渡益課税の特例措置の創設、登録免許税の軽減等土地税制の大幅拡充等による不動産市場の活性化
- ・地域活性化のための不動産証券化、流動化の促進
- ・各種土地税制の延長・拡充等
- ・優良な住宅取得支援制度の拡充等による子育て世帯等の住宅の取得・確保支援、住宅・建築物の省エネ改修に対する助成、木造住宅の振興・二地域居住等の促進
- ・容積率の緩和(高度な環境対策を行う建築物、優良な都市開発プロジェクト等)
- ・地方都市などにおける優良な都市開発プロジェクトへの支援等

○公共施設の耐震化等防災対策【生活対策】(2次補正:学校等耐震化787億円、集中豪雨・耐震対策等防災対策1,236億円)

- ・学校や住宅等の耐震化の一層の加速と公共施設の震災対策(空港,上下水道施設,廃棄物処理施設,矯正施設,官庁施設等)・グリーン化・エコ改修等
- ・道路橋等老朽化の進む資本ストックの長寿命化等の保全対策(橋梁等の点検及び対策,老朽化した堤防や港湾施設,下水道施設の整備)
- ・集中豪雨、津波・高潮対策の実施、気象施設の整備、都市公園の整備等による都市防災機能の向上等
- ・救助技術向上のための消防団資機材の充実など災害対策の強化や、個室型店舗等の消防用設備等の自己点検実施支援等緊急防火対策の徹底